

特定小売供給約款の原価算定誤りにかかる電気料金の精算規定

1 適用範囲

- (1) この精算規定は、2024年4月1日から2026年10月31日までの間に、中部電力ミライズ株式会社（以下「当社」といいます。）の特定小売供給約款（以下「従前の供給約款」といいます。）の適用を受けたお客さまに適用いたします。
- (2) 前項のお客さまについては、この精算規定の実施期日において当社との需給契約が終了している場合であっても、この精算規定を適用いたします。

2 差額の精算

- (1) 当社は、従前の供給約款に定める料金について、関連する法令にもとづき定めるべき料金と異なる金額が定められていたことを踏まえ、料金の訂正を行ない、その差額を精算いたします。
- (2) 精算の対象となる金額（以下「精算額」といいます。）は、4（料金）に定める、訂正前の料金（前条に定める対象期間において、当社が従前の供給約款にもとづき契約種別に応じてお客さまに適用した料金をいいます。）と、訂正後の料金との差額にもとづき当社が算定した金額といたします。
- (3) 当社は、前項により算定した精算額をお客さまに返還いたします。
- (4) (2)の精算額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り上げます。

3 返還方法

前条に定める精算額の返還は、次のいずれかの方法のうち、当社が指定する方法により行ないます。

- (1) 当社がお客さまに対して有する料金の債権との相殺
- (2) 口座振込み
- (3) その他当社が適当と認める方法

4 料 金

精算額の算定に用いる料金は、精算対象期間においてお客さまに従前の供給約款にもとづき適用された契約種別に応じて次のとおりといたします。

- (1) 定額電灯
イ 電灯料金

	訂正前	訂正後
10ワットまでの1灯につき	92円18銭	92円12銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	144円76銭	144円64銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	249円92銭	249円68銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	355円08銭	354円72銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	565円40銭	564円80銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	565円40銭	564円80銭

ロ 小型機器料金

	訂正前	訂正後
50ボルトアンペアまでの1機器につき	241円37銭	241円20銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	401円34銭	401円00銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	401円34銭	401円00銭

ハ 附則3（定額電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けていた場合

	訂正前	訂正後
20ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	108円64銭	108円57銭
20ボルトアンペアをこえ30ボルトアンペアまでのラジオ1台につき	152円51銭	152円41銭

(2) 従量電灯

イ 従量電灯A

		訂正前	訂正後
最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	277円09銭	275円55銭

ロ 従量電灯 B

(イ) 基本料金

	訂正前	訂正後
契約電流10アンペア	321円14銭	318円05銭
契約電流15アンペア	481円71銭	477円08銭
契約電流20アンペア	642円28銭	636円10銭
契約電流30アンペア	963円42銭	954円15銭
契約電流40アンペア	1,284円56銭	1,272円20銭
契約電流50アンペア	1,605円70銭	1,590円25銭
契約電流60アンペア	1,926円84銭	1,908円30銭

(ロ) 最低月額料金

	訂正前	訂正後
1 契約につき	277円09銭	275円55銭

ハ 従量電灯 C

	訂正前	訂正後
基本料金 契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	321円14銭	318円05銭

(3) 臨時電灯

イ 臨時電灯 A

	訂正前	訂正後
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	8円40銭	8円38銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	16円77銭	16円74銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	16円77銭	16円74銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1 キロボルトアンペアまでの場合	167円69銭	167円39銭
総容量が1 キロボルトアンペアをこえ3 キロボルトアンペアまでの場合1 キロボルトアンペアまでごとに	167円69銭	167円39銭

ロ 臨時電灯 B

		訂正前	訂正後
基本料金	契約電流10アンペアにつき	349円74銭	346円65銭

ハ 臨時電灯 C

		訂正前	訂正後
基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	349円74銭	346円65銭

(4) 公衆街路灯

イ 公衆街路灯 A

(イ) 電灯料金

	訂正前	訂正後
10ワットまでの 1 灯につき	86円13銭	86円07銭
10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	135円96銭	135円84銭
20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	235円62銭	235円38銭
40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	335円28銭	334円92銭
60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	534円60銭	534円00銭
100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	534円60銭	534円00銭

(ロ) 小型機器料金

	訂正前	訂正後
50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	222円67銭	222円50銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	371円64銭	371円30銭
100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき100ボルトアンペアまでごとに	371円64銭	371円30銭

ロ 公衆街路灯 B

(イ) 基本料金

	訂正前	訂正後
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	293円64銭	290円55銭

(ロ) 最低月額料金

	訂正前	訂正後
1 契約につき	259円49銭	257円95銭

ハ 附則6（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けていた場合

	訂正前	訂正後
最低料金 1 契約につき最初の8キロワット時まで	259円49銭	257円95銭

(5) 附則5（農事用電灯のお客さまについての特別措置）の適用を受けていた場合

(2)の該当する料金に10パーセントを割増ししたものといたします。

(6) 低圧電力

	訂正前	訂正後
基本料金 契約電力1キロワットにつき	1,204円15銭	1,200円89銭

(7) 臨時電力

イ 定額制供給の場合

	訂正前	訂正後
契約電力1キロワット1日につき	240円01銭	239円80銭

ロ 従量制供給の場合

(6)の料金に20パーセントを割増ししたものといたします。

(8) 農事用電力

イ 農事用電力A（かんがい排水需要）

	訂正前	訂正後
基本料金 契約電力1キロワットにつき	610円15銭	606円89銭

ロ 農事用電力B（育苗・栽培需要）

(イ) 定額制供給の場合

		訂正前	訂正後
契約電力 1 キロ ワットにつき	最初の30日まで	6, 708円87銭	6, 693円47銭
	30日をこえる 1 日につき	223円62銭	223円11銭

(ロ) 従量制供給の場合

(6)の料金に10パーセントを割増ししたものといたします。

ハ 附則 7（農事用電力〔脱穀調整需要〕のお客さまについての特別措置）の適用を受けていた場合

(イ) 訂正前

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最 初 の 30 日 まで	4,117円93銭	5,932円12銭	9,264円94銭	12,638円46銭	1,987円52銭
30日をこえる 1日につき	26円15銭	40円44銭	87円37銭	135円28銭	52円32銭

(ロ) 訂正後

契約電力 契約 使用期間	0.5キロ ワット	1 キロ ワット	2 キロ ワット	3 キロ ワット	3キロワットをこ え1キロワットを 増すごとに
最 初 の 30 日 まで	4,115円79銭	5,927円84銭	9,256円38銭	12,625円62銭	1,983円24銭
30日をこえる 1日につき	26円09銭	40円30銭	87円09銭	134円87銭	52円18銭

(9) 附則 8（深夜電力のお客さまについての特別措置）の適用を受けていた場合

			訂正前	訂正後
基本料金	契約電力1 キロワット に つ き	8時間供給の場合	211円14銭	208円05銭
		10時間供給の場合	244円14銭	241円05銭

附則（実施期日）

この精算規定は2026年11月1日より実施いたします。